

飯塚市長 片 峯 誠 様

飯塚市個人情報保護審議会

会 長 井 上 道 夫

個人情報の目的外利用等に係る答申書

令和 3 年 12 月 28 日付 3 飯総総第 446 号で諮問を受けた個人情報の目的外利用等について、次のとおり答申します。

記

1 審査した情報の件名又は内容

各種証明書の電子交付実証事業について

- ① 本実証事業により、住民基本台帳システムの個人情報を目的外利用及び外部提供することが、飯塚市個人情報保護条例第 14 条第 2 項第 5 号の公益上の必要性に該当するかについて
- ② 本実証事業による個人情報の外部提供が、飯塚市個人情報保護条例第 14 条第 6 項の本人通知の省略に該当するかについて
- ③ 本実証事業により、市の機関以外のものとの間において通信回線による電子計算システムの結合を行うことが、飯塚市個人情報保護条例第 15 条第 2 項第 2 号の公益上の必要性に該当するかについて

2 答申の内容

- ① 各種証明書の電子交付実証事業により、住民基本台帳システムの個人情報を目的外利用及び外部提供することについて、飯塚市個人情報保護条例第 14 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、公益上の必要性ありと認める。
- ② 本実証事業により、個人情報の外部提供するにあたり、飯塚市個人情報保護条例第 14 条第 6 項の規定に基づく本人への通知については不要とする。
- ③ 本実証事業により、市の機関以外のものとの間において通信回線による電子計算システムの結合を行うことについて、飯塚市個人情報保護条例第 15 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、公益上の必要性ありと認める。

3 諮問の概要

実施機関は市が発行する所得証明書について、マイナンバーカードの電子証明書及びブロックチェーン技術を用い、スマートフォンやタブレットにより電子申請から電子交付までの一連の行政手続きを行うための実証事業を行うものである。

今回の諮問は、実証事業を行うにあたって、個人情報目的外利用及び外部提供、また、市の機関以外のものとの間において、通信回線による電子計算システムの結合の可否について、審議会に問うている。

4 審議会の意見

(1) 公益上の必要性について

実施機関は、令和4年6月に予定している行政文書の電子交付に係る実証事業の実施にあたり、「非書面、非対面により自由に安全で安心して手続きが可能であり、市民サービスの向上や行政事務の効率化、今後迎えるデジタル社会に対する市民の情報リテラシーの醸成促進などが期待される公益上の効果が高い、全国初の取組である。また、実証事業の取組は、新たな新産業の創出につながるものである。」と説明している。

審議会としては、デジタル技術の活用により、誰もが安心して必要とする行政サービスを利用できるような社会の実現に向け、国が主導的な役割を果たしつつ自治体のデジタル化を積極的に推進している現状を踏まえれば、今後、市役所と住民が「紙の文書」でのやりとりではなく、実証事業のようにスマートフォン等を使用し「デジタル」でやりとりをすることが標準的な住民サービスとなることは、住民の利便性につながるものであると想定されること、また、2040年に訪れる超少子高齢化による人手不足に対応するためには地域のデジタル化は不可欠であり本実証事業はその契機となるとの実施機関の説明は首肯でき、一定の公益性を認めることができる。

また、今回の実証事業の取組は「ブロックチェーン」技術を活用し、所得証明書等の行政文書のデジタル発行を可能とする全国初の取組であり、その成果は、新産業の創出につながることも期待されることから、飯塚市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第14条第2項第5号に定める「公益上の必要性あり」と判断する。

外部提供することについての本人通知については、通知しないことが本人の不利益になる性質のものではないこと及び通知する対象者が多数で、通知に係る費用及び事務量を過分に要し、事務処理の効率性が著しく損なわれることに加え、外部提供先の業務従事者に対しても連携協定書に基づき守秘義務が課せられており、その目的においても住民の利便性や新産業の創出に資するものと考えられることから、条例第14条第6項の規定に基づく本人への通知については不要と判断する。

(2) 通信回線による電子計算システムの結合について

各種証明書の電子交付事業は、市民にとって利便性が高まる等、その公益性は認められるが、その一方で、電子計算システム自体を結合することになれば、個人情報漏えい

の可能性は飛躍的に高まり、かつ漏えいした場合の規模は大きなものになる可能性がある。また、今回の事業は、にしてつデータセンター及び飯塚トライバレーセンター内に設置する民間事業者が構築したサーバーとの電子計算システム結合であることから、個人情報漏えいその他の事故が無きよう、その防止対策・措置を施しておく必要がある。

そのための対策として、実施機関は「通信回線による電子計算システムの結合にあたって、実証事業における技術的な検証を行うために、専門的知見を有する専門家等で組織する推進委員会を設置している。また、人的要因による事故を防止する対策として、市と民間事業者で交わした本事業の連携協定書において、個人情報保護の確実な実施を義務付けていること、加えて、サーバーの機器管理や入退出管理等については飯塚市のサーバー基準に沿って行うこととしている。」と説明している。

そこで審議会としては、実施機関が説明したとおり、個人情報の保護、情報セキュリティ等に関する技術的知見を有する監視、監督体制を確保した上で、個人情報の保護のために必要な措置を遺漏なく徹底するとともに、連携協定書及び市のサーバー管理基準に沿った運用状況が行われているかを常に把握し、問題が生じた場合には早期に是正するなど、個人情報の保護に万全に尽くすことを条件として、実証事業は、条例第 15 条第 2 項第 2 号に定める「個人の権利利益を侵害するおそれがない」と判断する。

(3) 情報リテラシー教育について

各種証明書の電子交付事業の実現は、市民にとって利便性が向上する事業ではあるが、利便性が向上しても利用者である市民の正しい理解が得られていなければ意味がないものとなる。デジタル技術も日々進化し、日常生活においてスマートフォン等による利便性が高まる中、情報リテラシーの低さによる格差が生まれている現状がある。このため、行政文書の電子交付事業を展開する場合は、あらゆる機会を通じて、事業の内容や利用方法について分かりやすく市民に周知徹底するとともに、デジタル機器に不慣れな方への支援を充実させることを求める。

5 審議会委員

会 長	井 上 道 夫
副会長	岡 松 明 人
委 員	下 村 孝
委 員	井 上 節 子
委 員	柴 田 美恵子
委 員	田 中 美奈子